

規制の事後評価書

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）

規制の名称：

(1)成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するもの

- ・ 測量業者の登録の欠格事由（測量法第 55 条の 6 関係）
- ・ 港湾運送事業の許可の欠格事由（港湾運送事業法第 6 条関係）
- ・ 一般旅客自動車運送事業の許可の欠格事由（道路運送法第 7 条関係）
- ・ 特定旅客自動車運送事業の許可の欠格事由（道路運送法第 43 条関係）
- ・ 自動車道事業の免許の欠格事由（道路運送法第 49 条関係）
- ・ 自家用有償旅客運送を行おうとする者の登録の欠格事由（道路運送法第 79 条の 4 関係）
- ・ 自動車特定整備事業の認証の欠格事由（道路運送車両法第 80 条関係）
- ・ 指定自動車整備事業の指定の欠格事由（道路運送車両法第 94 条の 2 関係）
- ・ 土地区画整理審議会の委員の被選挙権の欠格事由（土地区画整理法第 63 条、第 70 条及び第 71 条の 4 関係）
- ・ 自動車ターミナル事業の許可の欠格事由（自動車ターミナル法第 5 条関係）
- ・ 不動産鑑定業の登録の欠格事由（不動産の鑑定評価に関する法律第 25 条関係）
- ・ 小型船造船業の登録の欠格事由（小型船造船業法第 7 条関係）
- ・ 一般貨物自動車運送事業の許可の欠格事由（貨物自動車運送事業法第 5 条関係）
- ・ 特定貨物自動車運送事業の許可の欠格事由（貨物自動車運送事業法第 35 条関係）

(2)成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するもの

- ・ 船員派遣事業の許可の欠格事由（船員職業安定法第 56 条関係）
- ・ 派遣元責任者の選任（船員職業安定法第 76 条関係）
- ・ 一般建設業の許可の欠格事由（建設業法第 8 条関係）
- ・ 特定建設業の許可の欠格事由（建設業法第 17 条関係）
- ・ ホテルの登録の欠格事由（国際観光ホテル整備法第 6 条関係）
- ・ 旅館の登録の欠格事由（国際観光ホテル整備法第 18 条関係）
- ・ 建築物調査員資格者証、建築設備等検査員資格者証の交付の欠格事由（建築基準法第 12 条の 2、第 12 条の 3、第 88 条関係）
- ・ 指定確認検査機関の指定の欠格事由（建築基準法第 77 条の 19 関係）
- ・ 指定構造計算適合性判定機関の指定の欠格事由（建築基準法第 77 条の 35 の 3 関係）
- ・ 指定認定機関の指定の欠格事由（建築基準法第 77 条の 37 関係）
- ・ 承認認定機関の承認の欠格事由（建築基準法第 77 条の 54 関係）
- ・ 指定性能評価機関の指定の欠格事由（建築基準法第 77 条の 56 関係）
- ・ 承認性能評価機関の承認の欠格事由（建築基準法第 77 条の 57 関係）
- ・ 建築基準適合判定資格者の登録の欠格事由（建築基準法第 77 条の 59 関係）
- ・ 構造計算適合判定資格者の登録の欠格事由（建築基準法第 77 条の 66 関係）
- ・ 一級建築士、二級建築士、木造建築士の免許の欠格事由（建築士法第 7 条関係）
- ・ 構造設計一級建築士講習・設備設計一級建築士講習に係る登録講習機関の登録の欠格事由（建築士法第 10 条

の 23 関係)

- ・ 定期講習に係る登録講習機関の登録の欠格事由（建築士法第 22 条の 3 関係）
- ・ 建築士事務所の登録の欠格事由（建築士法第 23 条の 4 関係）
- ・ 管理建築士講習に係る登録講習機関の登録の欠格事由（建築士法第 26 条の 5 関係）
- ・ 港湾運営会社の指定の欠格事由（港湾法第 43 条の 11 関係）
- ・ 海事代理士の欠格事由（海事代理士法第 3 条関係）
- ・ 宅地建物取引業者の免許の欠格事由（宅地建物取引業法第 5 条関係）
- ・ 宅地建物取引士の登録の欠格事由（宅地建物取引業法第 18 条関係）
- ・ 指定流通機構の指定の欠格事由（宅地建物取引業法第 50 条の 2 の 5 関係）
- ・ 指定保証機関の指定の欠格事由（宅地建物取引業法第 52 条関係）
- ・ 指定保管機関の指定の欠格事由（宅地建物取引業法第 63 条の 3 関係）
- ・ 宅地建物取引業保証協会の指定の欠格事由（宅地建物取引業法第 64 条の 2 関係）
- ・ 旅行業の登録の欠格事由（旅行業法第 6 条関係）
- ・ 旅行者代理業の登録の欠格事由（旅行業法第 6 条関係）
- ・ 旅行業務取扱管理者の選任の欠格事由（旅行業法第 11 条の 2 関係）
- ・ 旅行サービス手配業の登録の欠格事由（旅行業法第 26 条関係）
- ・ 旅行サービス手配業務取扱管理者の選任の欠格事由（旅行業法第 28 条関係）
- ・ 旅行業協会の指定の欠格事由（旅行業法第 41 条関係）
- ・ 空港機能施設事業者の指定の欠格事由（空港法第 15 条関係）
- ・ 不動産鑑定士の登録の欠格事由（不動産の鑑定評価に関する法律第 16 条関係）
- ・ 船員雇用促進等事業を行う者の指定の欠格事由（船員の雇用の促進に関する特別措置法第 7 条関係）
- ・ 特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定の欠格事由（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第 3 条関係）
- ・ 鉄道事業の許可の欠格事由（鉄道事業法第 6 条関係）
- ・ 索道事業の許可の欠格事由（索道事業法第 38 条関係）
- ・ 不動産特定共同事業の許可の欠格事由（不動産特定共同事業法第 6 条関係）
- ・ 小規模不動産特定共同事業の登録の欠格事由（不動産特定共同事業法第 44 条関係）
- ・ 適格特例投資家限定事業の届出の欠格事由（不動産特定共同事業法第 59 条関係）
- ・ 登録住宅性能評価機関の登録の欠格事由（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 8 条関係）
- ・ 登録講習機関の登録の欠格事由（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 26 条関係）
- ・ 登録住宅型式性能認定等機関の登録の欠格事由（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 45 条関係）
- ・ 登録試験機関の登録の欠格事由（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 62 条関係）
- ・ マンション管理士の登録の欠格事由（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 30 条関係）
- ・ マンション管理業の登録の欠格事由（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 47 条関係）
- ・ 管理業務主任者の登録の欠格事由（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 59 条関係）
- ・ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の欠格事由（高齢者の居住の安定確保に関する法律第 8 条関係）
- ・ 指定登録機関の指定の欠格事由（高齢者の居住の安定確保に関する法律第 29 条関係）
- ・ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の欠格事由（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 11 条関係）
- ・ 指定登録機関の指定の欠格事由（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 26 条関係）
- ・ 特定地方管理空港運営者の指定の欠格事由（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則

第 16 条関係)

- ・登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録の欠格事由（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 45 条関係）
- ・登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録の欠格事由（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 62 条関係）
- ・住宅宿泊事業の届出の欠格事由（住宅宿泊事業法第 4 条関係）
- ・住宅宿泊管理業者の登録の欠格事由（住宅宿泊事業法第 25 条関係）
- ・住宅宿泊仲介業者の登録の欠格事由（住宅宿泊事業法第 49 条関係）

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担 当 部 局：国土交通省海事局総務課海洋教育・海洋振興企画室、船員政策課、船舶産業課

不動産・建設経済局地価調査課、不動産業課、不動産市場整備課、建設業課、建設振興課、参事官

都市局市街地整備課

住宅局住宅総合整備課、安心居住推進課、住宅生産課、建築指導課、参事官（マンション・賃貸住宅担当）付、参事官（建築企画担当）付

鉄道局幹線鉄道課、都市鉄道政策課、施設課、参事官（機構監督・地域調整）室

物流・自動車局参事官（企画・電動化・自動運転）、貨物流通事業課、貨物流通経営戦略室、自動車整備課、旅客課

港湾局港湾経済課

航空局航空ネットワーク企画課

観光庁観光産業課

評価実施時期：令和 7 年 2 月 2 7 日

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

(1) 成年被後見人等の欠格事由を単純に削除するものについて

上記各法律における登録、指定、許可、選任、免許、承認及び届出等（以下「登録等」という。）は、それぞれの法律の目的の下に設けられているが、事前評価時点において、これらの登録等の欠格条項として、いくつかの要件が設けられており、当該要件の一つとして、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）が規定されていたところ、登録等の制度は見直さないものの、各欠格事由から成年被後見人等を削除する。

(2) 成年被後見人等の欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについて

（１）に併せ、個別審査規定（心身の障害がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力を判断する規定。以下同じ。）について規定がない法律については、当該規定を新設する。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

■おおむね想定どおり

□想定を下回るが、対応の変更は不要

□想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
(1)及び(2)に係る成年被後見人等の欠格条項の削除による成年後見制度の利用促進、不当な差別の解消等の効果	事前評価時	—
	事後評価時	本規制緩和以降、成年後見制度の利用者数は198,181人（平成29年末）から、230,848人（令和5年末）に増加した。他の施策による効果と本規制緩和による効果を切り分けることは困難であるが、本規制緩和により、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなった。これにより成年後見制度の利用を躊躇させる要因が解消され、成年後見制度の利用促進が図られたと考えられる。成年後見制度の利用者数が増加していることから、不当な差別の解消につながっていると考えられる。

<負担>

■行政費用

		算出方法と数値
①(1)に係る行政費用	事前評価時	特段発生しない。
	事後評価時	特段発生しなかった。
②(2)に係る許可申	事前評価時	個別審査規定を個別法において新設するに当たり、当該資格の

請処理に要する費用		許可に該当するかどうかを審査する費用が想定されるが、各許可において審査項目は多数あり、今回、設置する個別審査規定の該当性の審査は、その一部であることから追加的な費用は僅少である。
	事後評価時	事前評価時点での想定と同様、追加的な費用は僅少であった。
■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）		
		算出方法と数値
①(1)に係る規制緩和・廃止により顕在化する負担	事前評価時	特段の影響は想定されない。
	事後評価時	特段影響はなかった。
②(2)に係る規制緩和・廃止により顕在化する負担	事前評価時	特段想定されない。
	事後評価時	特段発生しなかった。
■その他の負担		
—		

3 考察

・成年後見制度の利用者数が規制緩和前（平成 29 年末）に 198,181 人であったものが、規制緩和後（令和 5 年末）には 230,848 人と増加している。他の施策による効果と本規制緩和による効果を切り分けることは困難ではあるが、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、成年後見制度の利用促進や不当な差別の解消等が図られたと考えられる。 ・一方で、(2)において、個別審査に係る費用が新たに発生したと考えられるが、既存の審査の一部であることから、発生した費用は僅少であった。また、副次的な影響又は波及的な影響は確認されていない。 ・以上により、これらの措置は継続することが妥当である。
--